



**Ambasciata d'Italia
Tokyo**

**告示
(無期限)**

在京イタリア大使館の敷地内に在する、大使館所有の職員宿舍の修繕工事の業務の請け負い先となる候補事業者の名簿の作成に伴う「受注の意思表示」の収集について

前提：

1. 在京イタリア大使館（以下「当大使館」という）は〒108-8302 東京都港区三田 2-5-4 に、住宅用及び事業用の建物と歴史的価値のある庭園を所有する。
2. 本告示の対象となる建物：
 - a) 各戸 2 階建て 56,16 平米、計 7 戸で構成される宿舍 A 棟（日本式木造建築）
 - b) 各戸 83～124 平米、計 9 戸で構成される 3 階建て宿舍 B 棟
 - c) 各戸 177～190 平米、計 6 戸で構成される 3 階建て宿舍 C 棟
3. 上記の各戸はイタリア共和国の外務省の職員及びイタリア共和国の政府機関から当大使館に派遣される職員に利用され、派遣期間の終了にともなう退居により、当大使館に明け渡される。
4. 各戸は、居住者の退去時における住宅の通常損耗等の復旧工事などにより、簡素かつ機能的な範囲で定期的にまた適切に当大使館の管理のもと維持される。

上記の前提に基づき下記の通り告示する

本告示は、当大使館によって、職員宿舍の 1 戸または複数戸の修繕工事が必須とみなされた際に、直接委託もしくは価格の市場調査及び入札によって選定される業務の請け負い先となる候補事業者の名簿の作成に伴う「受注の意思表示」の収集を目的とする。

修繕工事の作業は概ね下記の通りとするが、当大使館は、以下に記されていない作業を依頼する場合もある。ただし、建物の構造に関わる工事は除外とする。

- 壁と天井のクロスの張替え、扉、窓枠や巾木等の塗装。
- フローリングの修繕、磨き
- 建具の扉等のフィルムの張替え、リノリウム製床材の張替え
- 複雑でない範囲の水道工事
- 複雑でない範囲の電気工事

受注の意思を表明する事業者は、専門的技術と経済的能力を有し、道義的に信頼できる請け負い先であることの証明として下記の書類を提出する。

専門的技術と経済的能力に関して

1. 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
2. 過去2年に上記の修繕工事と同様の業務を専門的な技術を有して請け負ったことを書類にて証明する。（実施した工事のリストや画像など参考となる書類を含める）。
他国大使館や外国政府機関等より業務を受注した場合は明記する。
3. 受注の意思を表明する事業者は、総額¥6,324,000未満（現在の当大使館が適応する為替レートより40,000ユーロ相当）の契約金額の工事を請け負える経済的な能力を有することを自己申告する。自己申告には、過去3年の年商が上記の契約工事金額の80%に相当する、または80%を上回ることの証明を含む。

その他の条件

添付の「別紙 A - 受注の意思表示」に記載されている内容の通り排除される事由がない旨を証明する。

受注の意思を表明する事業者が免税店舗の登録手続きを完了している場合、または免税店舗の登録手続きを申請中の場合は、それを書類にて証明する。

「受注の意思表示」自体は法的効力及び契約締結の義務を設立するものではない。当大使館は提出された「受注の意思表示」を精査した上、委託するかまたは条件が未達などの理由で却下するかを片務的に決定する。

公平平等に受注の機会を与え（「公平平等の原則」という）、委託先のローテーションを行い（「ローテーションの原則」という）、手続きの行程を適正化し（「適正化の原則」という）、透明性のもと（「情報公開の原則」という）で業務を委託するために、上記の条件を満たした事業者は、本告示に添付された申請書を記入し提出することにより、その意思を表明できることとする。

本告示は、申請した受注の意思を表明する事業者が1社であった場合でも有効とする。

現地調査の実施及び問い合わせ

受注の意思を表明する事業者が当大使館の所有する建物の現地調査を希望した場合、調査の日程と方法を当大使館の担当者と協議し取り決めることとする。

希望の場合、下記のメールアドレスにて申請を行う。

ammcont.tokyo@esteri.it

現地調査の実施者（受注の意思を表明する事業者の代表者及び代表者が委任した者）は有効な身分証明書を提示することを条件とする。

本告示に関する問い合わせも上記のメールアドレスにて受付けることとする。

申請方法

受注の意思を表明する事業者は、添付の「別紙 A - 受注の意思表示」を下記の住所宛に書留郵便にて提出する。

〒108-8302 東京都港区三田 2-5-4

イタリア大使館

総務部宛

「受注の意思表示」の封書に同封が必要な書類：

- 記載、署名済みの「別紙 A - 受注の意思表示」
- 受注の意思を表明する事業者が、上記の「専門的技術と経済的能力」と「その他の条件」によって、条件を満たしていることが証明できる書類

一切の書類は、受注の意思を表明する事業者の法的な権限を有する者によって署名される。また署名者は、有効な身分証明書のコピーを添付し提出する。

雑則

当大使館は、いかなる理由において、いかなる時点で「受注の意思表示」の収集を一時停止、取り下げ、または中止できる。これにより、受注の意思を表明する事業者またはその代理人は当大使館に対して、負担した費用や経費の返金、及び損害の補償を請求する権利が設立しないこととする。

特命全権大使
Gianluigi Bendetti